

令和3年1月28日

文部科学大臣 萩生田光一 殿

申入書 (2)

中学校歴史教科書における「従軍慰安婦」記述削除の訂正申請勧告を再度要望します

(一社) 新しい歴史教科書をつくる会 (会長 高池勝彦)

慰安婦の真実国民運動 (代表 加瀬英明)

私たちは、令和2年12月18日付で貴職宛に申入書「中学校歴史教科書における「従軍慰安婦」記述削除の訂正申請勧告を要望します」を提出しました。令和3年1月8日付で文部科学省初等中等教育局教科書課より回答があり、そこには「御指摘の図書記述については、教科書図書検定基準等に基づき、教科書用図書検定調査審議会の学術的・専門的な審議の結果、検定意見は付されなかったものですので、記述の訂正を当該発行者に勧告することは考えておりせん」と書かれていました。

しかし、この回答には、次の二つの点で重大な問題があります。

第一に、回答の内容上の問題があります。教科書課の回答は、訂正勧告をしない理由として「教科用図書検定基準」を根拠にあげていますが、私たちも同様に「教科用図書検定基準」を根拠に要請しています。従って、私たちの要請を否定するなら、私たちの解釈のどこが間違っているかを具体的に示さなければならず、教科書課の文書は回答になっておりません。

また、教科書課の回答は、教科書用図書検定調査審議会の「学術的・専門的な審議」の結果であることも理由にあげていますが、私たちは「従軍慰安婦」の用語がなぜ教科書にふさわしくないかを具体的に論じており、その内容を否定するのであれば、私たち以上に具体的に論じなければ検定審議会の決定はなんら「学術的」でも「専門的」でもないこととなります。

さらに、この問題は「従軍慰安婦」という間違った用語が初めて中学校の歴史教科書に掲載された1996年以来、実に25年にもわたって新聞やテレビで取り上げられ、多くの政治家も発言してきた問題です。萩生田文科大臣もこの用語が教科書には不適切だというご見識のもとに、自由民主党の議員連盟にも所属して活動してこられたことはよく知られています。だからこそ、文科大臣就任直後には多くの国民が期待を寄せたのであります。従って、このテーマに答えることは、何ら「学術的・専門的」な知識を要するという問題ではなく、普通の健全な良識を発揮されれば容易に判断できるし、判断しなければならない問題なのです。

さらにつけ加えれば、令和元年度の教科書検定終了後に、櫻井よしこ氏への名誉毀損訴訟についての最

高裁判決が出たのであり、客観的事情がこのように変化したのですから、改めて判断する必要のある案件であることは疑いを容れません。

第二に、回答の形式上の問題があります。私たちは萩生田文科大臣に回答を求めたのであり、教科書課に回答を求めたものではありません。昨年5月25日には、新しい歴史教科書をつくる会と文科省「不正検定」を正す会の連名で文科大臣あてに公開質問状を提出しましたが、それについては、萩生田大臣ご自身のお名前で回答をいただいております。この度、教科書課の回答しか得られなかったのは遺憾です。

今回の「従軍慰安婦」の教科書記述に関わる問題は、「公開質問状」の形式はとっておりませんが、提出直後に文科省記者クラブにて公表し、一部の報道機関でも報道されました。「つくる会」が推進する歴史教科書の「一発不合格」問題も重要な問題ですが、四半世紀にわたって議論してきた「従軍慰安婦」の教科書記述の問題も、同様に重要な国民的関心事であります。

以上のことから、①前回の申入書、②教科書課の回答、③「つくる会」の役員が個人名で投稿した新聞記事、の3点を添付しつつ、今回の「申入書(2)」では質問の形式を3つの質問に細分してお伺いいたしますので、①及び③の趣旨を十分に踏まえた上での誠意あるご回答をお願い申し上げます。

<質問 1.>

山川出版社『中学歴史 日本と世界』247ページの「従軍慰安婦」の記述は、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年8月10日文科省告示第105号）で定めている「(5) 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」に反していることは、先の申入書の「4、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解」に反する理由」と「5、「最高裁判所の判例」に反する理由」でご説明した通りです。

萩生田文科科学大臣は、「従軍慰安婦」の記述が「義務教育諸学校教科用図書検定基準」で定めている「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解」に反しているとお考えになりますか。反していないとお考えの場合には、併せてその理由をご回答下さい。

<質問 2>

同様に萩生田文科科学大臣は、「従軍慰安婦」の記述が「義務教育諸学校教科用図書検定基準」で定めている「最高裁判所の判例」に反しているとお考えになりますか。反していないとお考えの場合は併せて理由をご回答下さい。

<質問 3>

教科用図書検定規則の第14条第1項、第4項に基き、文科科学大臣は発行者である山川出版社に「従軍慰安婦」の記述を削除するよう訂正申請勧告を行うべきであることは、先の申し入れ書の「6、文科大

臣は訂正申請勧告権の行使を」でご説明した通りです。

日本の未来を担う子供たちの教科書に、明らかに検定基準に反する「従軍慰安婦」を削除せずに記載したままにしておくのは、決してあってはならないことです。萩生田文部科学大臣は、大局的観点に立ち、訂正申請勧告を発出するよう決断するべきであると考えます。そこで伺います。

萩生田文部科学大臣は、上記の訂正申請勧告を行うご意思がありますか。ご意思がない場合には、その理由をご回答下さい。

以上の質問について、令和3年2月18日までに下記宛てメールまたはFAXにてご回答下さい。

<連絡先> 〒112-0005 東京都文京区水道 2-6-3-2F 新しい歴史教科書をつくる会

Mail : echigo@tsukurukai.com

TEL : 03-6912-0047 FAX : 03-6912-0048

<添付資料>

- ①令和2年12月18日付 文部科学大臣 萩生田光一殿 宛、新しい歴史教科書をつくる会と文科省「不正検定」を正す会との連名の申入書「中学校歴史教科書における『従軍慰安婦』記述削除の訂正申請勧告を要望します」
- ②令和3年1月8日付 文部科学省初等中等教育局教科書課よりの回答
- ③産経新聞 令和3年1月21日付 正論欄「教科書の『従軍慰安婦』削除を」(教育研究者 藤岡信勝)